

障精発 0326 第 1 号
令和 8 年 3 月 26 日

各

(都道府県)
	指定都市	

 精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の一部改正について

令和 5 年 11 月 27 日に発出した「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の通知（以下「当該通知」という。）に関し、別添のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしますので、御了知願います。

なお、当該通知の適用の際現にある本通知による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、本改正による改正後の様式によるものとみなすこととし、当該通知の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとします。

以上

障精発 0407 第 1 号
令和 8 年 4 月 7 日

各

(都道府県)
	指定都市	

 精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の一部改正について

「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（令和 5 年 11 月 27 日障精発 1127 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知。以下「当該通知」という。）に関し、別添のとおり改正し、令和 8 年 4 月 7 日から適用することとしますので、御了知願います。

なお、当該通知の適用の際現にある本通知による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、本改正による改正後の様式によるものとみなすこととし、当該通知の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとします。

以上